

參考資料





参考資料

1. 策定の体制

岡垣町第2次都市計画マスタープランの策定にあたっては、庁内ワーキンググループ会議と庁内策定委員会、都市計画審議会において、計画案についての具体的な検討を進めてきました。

各検討組織での調整内容は以下のとおりです。

【庁内ワーキンググループ会議】

検討する内容のうち、各課で掲げている目標との整合が必要な部分について、関係各課の実務者で調整を行い、岡垣町全体のまちづくりの方向性を検討しました。

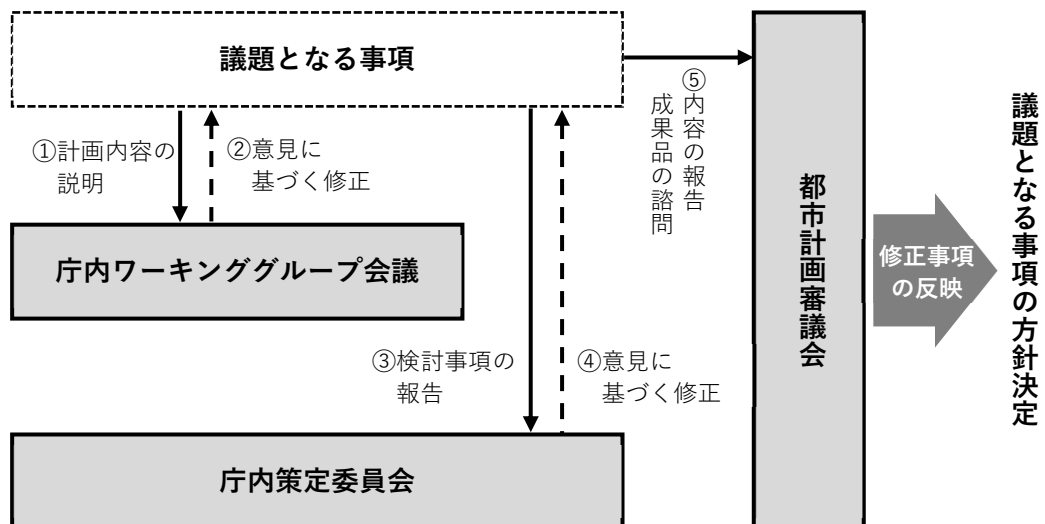
【庁内策定委員会】

計画内容や庁内ワーキンググループでの検討事項についての報告を関係各課の課長に行い、意見を聴取しました。

【都市計画審議会】

計画の策定にあたり、学識経験者や議員等からの意見を聴取するほか、計画内容について意見や審議を求めました。

3会議の関係イメージ



2. 各検討組織の委員

【庁内ワーキンググループ会議】

課・係名	役割
企画政策室 企画政策係	政策・総合計画
総務課 契約用地管財係	公共施設等総合管理
地域づくり課 安全安心係	防災ハザード
こども未来課 こども未来係	保育施設・少子高齢化対策
住民環境課 環境政策係	自然保護・環境対策
長寿あんしん課 長寿支援係	高齢者福祉・介護保険
健康づくり課 健康増進係	医療
産業振興課 農林水産振興係	農林水産振興
上下水道課 下水道工務係	下水道整備
教育総務課 教育総務係	学校教育・学校施設管理
都市建設課（事務局）	

【庁内策定委員会】

役職・課名		
副町長（委員長）	こども未来課長	産業振興課長
企画政策室長	住民環境課長	上下水道課長
総務課長	福祉課長	教育総務課長
広報情報課長	長寿あんしん課長	生涯学習課長
地域づくり課長	健康づくり課長	議会事務局長
税務課長	子育てあんしん課長	社会福祉協議会事務局長
会計課長	都市建設課長（事務局長）	都市建設課（事務局）



【都市計画審議会】

氏名	所属団体等	備考
諫見 泰彦	学識経験者 (九州産業大学)	会長 (2020年度(令和2年度)第1回)
志賀 勉	学識経験者 (九州大学)	臨時委員 (~2020年度(令和2年度)第2回) 会長 (2020年度(令和2年度)第3回~)
義経 俊二	学識経験者 (元行政機関職員)	副会長 (~2020年度(令和2年度)第2回)
鈴木 美奈	学識経験者 (建築士)	副会長 (2020年度(令和2年度)第3回~)
田原 一男	農業委員会代表	
藤岡 登	商工業者代表	(2020年度(令和2年度))
小早川 敬義	商工業者代表	(2021年度(令和3年度))
森 千恵美	住民代表	
木原 大輔	町議会議員	(2020年度(令和2年度))
曾宮 良壽	町議会議員	(2021年度(令和3年度))
川地 啓輔	町議会議員	
小林 敏樹	学識経験者 (北九州市立大学)	臨時委員
松村 知樹	関係行政機関職員 (福岡県庁)	臨時委員
野上 和孝	関係行政機関職員 (北九州県土整備部)	臨時委員 (2020年度(令和2年度))
植木 昭光	関係行政機関職員 (北九州県土整備部)	臨時委員 (2021年度(令和3年度))

3. 各会議での検討事項（3会議共通）

年度	会議	説明事項
2020年度 (令和2年度)	第1回会議	・策定スケジュールについて ・住民意向調査の内容について
	第2回会議	・住民意向の把握結果について ・岡垣町の現状と課題について
	第3回会議	・将来都市構造・全体構想について
2021年度 (令和3年度)	第1回会議	・全体構想の修正報告、地域別構想について
	第2回会議	・地域別構想について（説明会等の事前確認）
	第3回会議	・計画案について（説明会等の結果報告）



4. 計画策定の経過

【2020年度（令和2年度）】

開催日	報告・審議事項
8月17日	第1回庁内ワーキンググループ会議
8月21日	第1回庁内策定委員会
9月2日	「岡垣町第2次都市計画マスタープラン（案）」について、町長より都市計画審議会へ諮問
9月2日	第1回都市計画審議会
9月25日 ～10月9日	岡垣町 将来の都市づくりに関する住民アンケート（無作為抽出による町民1,500人およびWebでの実施）
12月2日	第2回庁内ワーキンググループ会議
12月16日	第2回庁内策定委員会
12月22日	第2回都市計画審議会
2月26日	第3回庁内ワーキンググループ会議
3月5日	第3回庁内策定委員会
3月25日	第3回都市計画審議会

【2021年度（令和3年度）】

開催日	報告・審議事項
5月26日	第1回庁内ワーキンググループ会議
6月上旬	「都市づくり計画」校區別懇談会 (新型コロナウイルスの感染者拡大のため、各自治区長・各校区コミュニティ会長を対象にアンケート調査を実施)
6月23日	第1回庁内策定委員会
6月30日	第1回都市計画審議会
8月31日	第2回庁内ワーキンググループ会議
9月17日	第2回庁内策定委員会
9月29日	第2回都市計画審議会
11月7日～ 11月14日	「都市づくり計画」校區別懇談会 (都市機能、土地利用、公共交通についての意見交換を実施)
12月23日	第3回庁内ワーキンググループ会議
1月19日	第3回庁内策定委員会
2月3日	第3回都市計画審議会
2月8日 ～2月22日	「岡垣町第2次都市計画マスタープラン(素案)」に対するパブリックコメントの実施
3月23日	「岡垣町第2次都市計画マスタープラン(案)」について、都市計画審議会より町長へ答申
3月	「岡垣町第2次都市計画マスタープラン」の策定



5. 諮問・答申

【諮問】

2 岡都第 5 9 1 号
令和 2 年 9 月 2 日

岡垣町都市計画審議会
会長 諫見 泰彦 様

岡垣町長 宮内 實生
(都市建設課都市計画係)

岡垣町第 2 次都市計画マスタープラン及び岡垣町立地適正化計画
の策定について (諮問)

このことについて、岡垣町都市計画審議会条例（平成 13 年 1 月 4 日岡垣町条例第 8 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

1. 諮問事項

岡垣町都市計画マスタープランの上位計画である「第 6 次岡垣町総合計画」の改定作業が令和 2 年度中に実施されることから、これら上位計画等に則した、本町の中長期的な都市計画行政の指針である岡垣町第 2 次都市計画マスタープランの策定を実施いたします。

また、人口減少社会に対する都市計画行政の行動指針として「岡垣町立地適正化計画」を新たに策定し、住宅、都市施設等の適正な立地の誘導を図るために必要な事項と、誘導施策等の検討を行ないます。

策定にあたっては、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を的確にとらえ、皆さんからの意見を求めたく、貴審議会に審議をお願いします。

【答申】

令和4年3月23日

岡垣町長 門司 晋 様

岡垣町都市計画審議会
会長 志賀 勉

岡垣町第2次都市計画マスタープランの策定について（答申）

令和2年9月2日付2岡都第591号で本審議会に諮問された岡垣町第2次都市計画マスタープラン計画について、委員各位と慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「岡垣町第2次都市計画マスタープラン（案）」に下記の意見を付して答申します。

記

急速に変化する社会情勢を踏まえ、概ね20年後を見据えた都市づくりの将来像「自然と共生し、快適な暮らしを持続する都市 岡垣」の実現に向け、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、共に連携し、各種都市施策の着実な実行を図らねたい。



6. 用語集

【NPO】

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

【既存ストック】

ストックとは「在庫」を意味します。ここでは、市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設などのことです。

【狭隘道路】

幅員 4m 未満の道路で、一般の交通のように供される道路のことです。

【居住誘導区域】

立地適正化計画において、人口減少の中にあっても人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう、居住を誘導すべき区域のことです。

【公設民営方式】

公共団体が資金を調達したうえで施設の建設を行い、運營業務に関しては民間業者に複数年にわたって包括的に委託する方式です。

【交通結節点】

交通機関の乗換や乗り継ぎが行われる場所や施設のことです。

【公的不動産】

国や地方公共団体が所有している不動産のことです。

【公民連携】

行政と民間が協力して公共サービスを提供する手法のことです。

【市街地開発事業】

一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うものです。

【指定管理者制度】

公共施設の管理運営を行う民間事業者等を「指定管理者」として指定することにより、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的とした制度です。

【循環型社会】

限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のことです。

【人口カバー率】

町内全域や小学校区全体の人口のうち、各施設の利用圏域に含まれる人口が占める割合のことです。

[各施設の利用圏域]

- バス停留所：300m
- 高齢者福祉施設：1,000m
- その他施設：800m

(国土交通省：都市構造の評価に関するハンドブックより)

【人口集中地区（DID）】

人口密度が高く、以下の要件を満たす地域のことです。

- ①原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接している地域
- ②①の要件を満たし、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域

【水源涵養】

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させることです。

【スポンジ化】

都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない小さな穴が空くスポンジのように人口密度が下がっていくことです。

【地域強靱化計画】

どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」を作り上げるための計画です。

【地域公共交通計画】

地域の公共交通のあり方を明確にし、より良い生活を実現するための公共交通づくりを目指す計画です。

【地域コミュニティ】

自治会をはじめ、日常生活でのふれ合いや共同活動、共通に経験を通して、連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていく地域社会のことです。

【地域地区】

都市計画において、土地利用に関して一定の規制等を適用する区域として指定された地域や地区、街区のことです。

【都市インフラ】

道路や上下水道など、生活を行うにあたっての根幹をなす施設のことです。

【都市近郊農業】

福岡市など大都市の近くといった利点を活かし、鮮度の高い農産物を輸送費用をあまりかけずに届ける方式のことです。

【都市機能】

医療、福祉、商業施設など生活利便性に寄与する施設のことです。

【都市機能誘導区域】

立地適正化計画において、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な誘導を図る区域です。



【都市計画公園】

都市計画法に基づく都市施設として定められる公園、緑地、広場、墓園等のことです。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成し、安全で安心な生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通において最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のことです。

【バリアフリー】

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することです。

【PFI方式】

「Private-Finance-Initiative」の略称で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

【ベッドタウン】

大都市に近い地域にあり、都心へ通勤する人を中心に発達した住宅地のことです。

【用途地域】

都市計画法に基づき、住居系や商業系、工業系の土地利用を行うために、建てられる建物の種類や面積要件等について、13種類に分けられた地域のことです。

【要配慮者】

災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。

その他の特に配慮を要する者とは、妊産婦、傷病者、難病患者等のことです。

【ライフサイクルコスト】

建物や道路などの構造物が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたものです。

【立地適正化計画】

都市全体を見渡しながら将来の都市像を描き、都市拠点への居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、コンパクト+ネットワーク型の都市の実現に向け、市町が策定するアクションプランです。